

業務月報

令和7年3月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

雇用情勢の動向

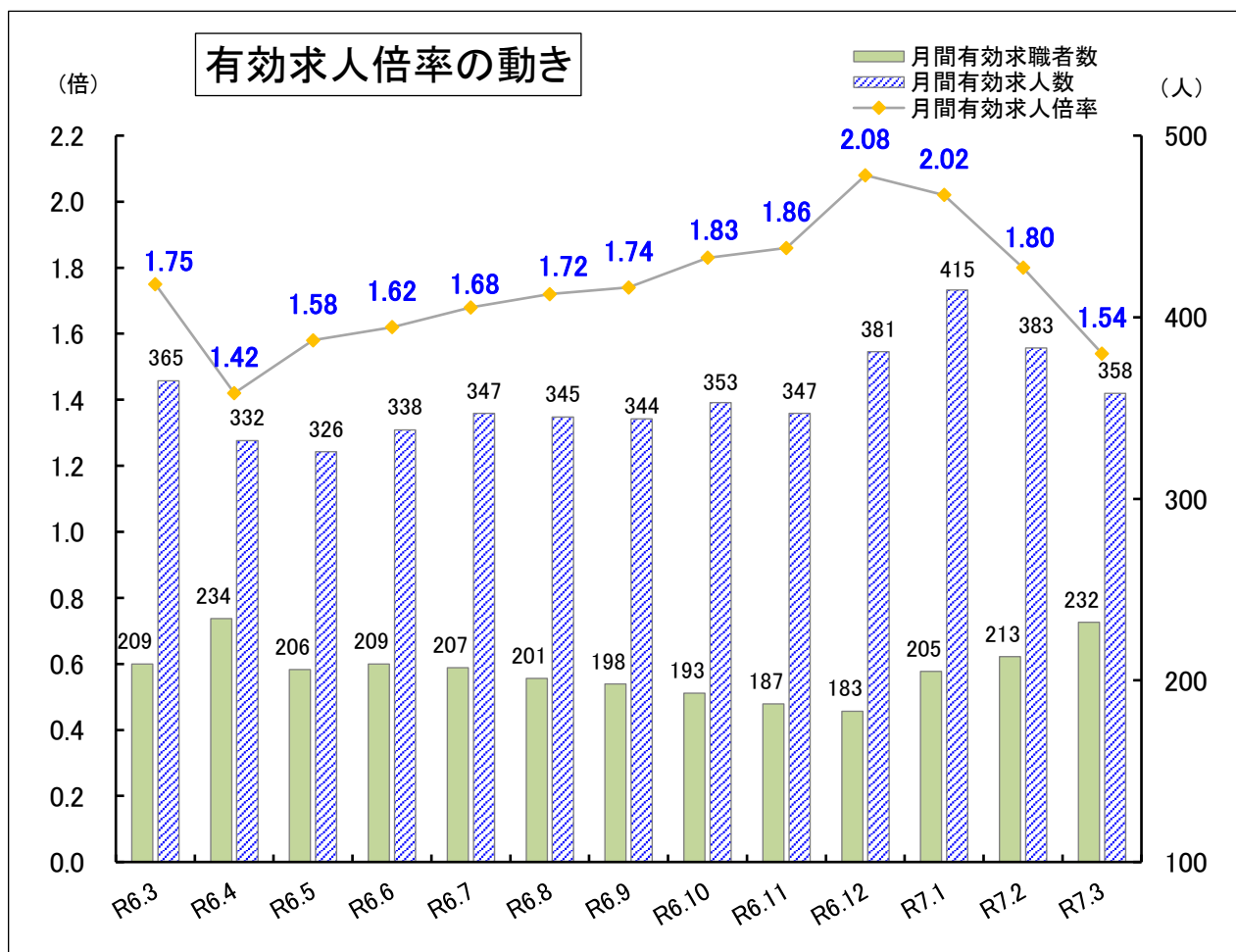
新規求職申込件数(オンライン含)は48件で、前年同月比9.1%(4件)増加しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は232人で、前年同月比11.0%(23人)増加しました。

新規求人数は110人で、前年同月比4.8%(5人)増加しました。

月間有効求人数は358人で、前年同月比1.9%(7人)減少しました。

月間有効求人倍率は1.54倍で、前年同月比0.21ポイント下回りました。



(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

	島根県	川 本
有効求人倍率	1.40	1.54

職業紹介状況

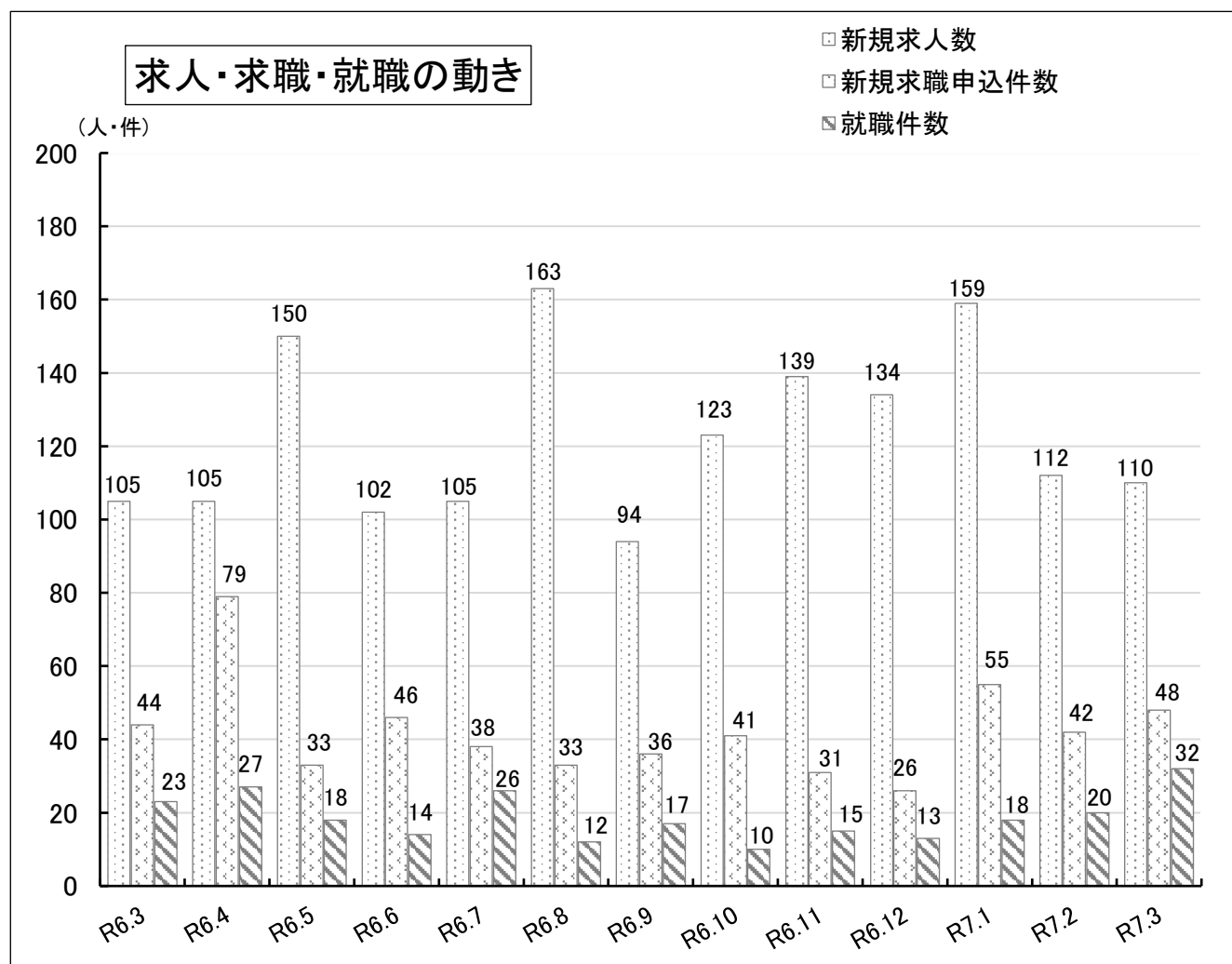
項 目	当 月	前年同月	対前年比	項 目	当 月	前年同月	対前年比
① 新規求職申込件数	48	44	9.1	⑥ 求人倍率	新 規	2.29	2.39 ▲ 0.10
うち 55才以上	21	19	10.5		月 間 有 効	1.54	1.75 ▲ 0.21
② 月間有効求職者数	232	209	11.0	⑦ 紹 介 件 数		43	31 38.7
うち 55才以上	91	86	5.8		うち 55才以上	19	9 111.1
うち (保)受給者	65	62	4.8		うち (保)受給者	11	6 83.3
③ 新規求人数	110	105	4.8	⑧ 就 職 件 数		32	23 39.1
④ 月間有効求人数	358	365	▲ 1.9		うち 55才以上	14	9 55.6
⑤ 充 足 数	26	22	18.2		うち (保)受給者	10	4 150.0

産業別求人状況

産 業	当 月	前年同月	対前年比	産 業	当 月	前年同月	対前年比
農 ・ 林 ・ 漁 業	6	7	▲ 14.3	情 報 通 信 業	0	0	
鉱業・採石業・砂利	0	0		運輸業・郵便業	1	3	▲ 66.7
建 設 業	31	29	6.9	卸売・小売業	13	10	30.0
製 造 業	1	0		金融・保険業	0	0	
食 料 品 ・ 飲 料 等	1	0		不動産業・物品賃貸業	0	0	
織 維 ・ 衣 服 等	0	0		学術研究 専門技術サービス業	3	0	
木 材 ・ 家 具 等	0	0		宿泊業・飲食サービス業	1	19	▲ 94.7
窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0		生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄 鋼 ・ 金 属 製 品	0	0		教育, 学習支援事業	3	0	
一 般 機 械 器 具	0	0		医療・福祉	19	21	▲ 9.5
電 気 機 械 器 具	0	0		複合サービス事業	3	0	
輸 送 用 機 械 器 具	0	0		サービス業	17	4	325.0
そ の 他	0	0		公務・その他	12	12	0.0
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合 計	110	105	4.8

雇用保険業務取扱状況

項 目	当 月	前年同月	対前年比	項 目	当 月	前年同月	対前年比
適 用 事 業 所 数	354	352	0.6	受 給 資 格 決 定 件 数	9	9	0.0
新 規 適 用 事 業 所 数	0	0		初 回 受 給 者 数	8	7	14.3
廃 止 事 業 所 数	1	0		受 給 者 実 人 員	47	35	34.3
被 保 険 者 数	4,348	4,367	▲ 0.4	支給金額(千円)	5,739	4,117	39.4
資格取得者数	34	34	0.0	再就職手当	人 員	2	3 ▲ 33.3
資格喪失者数	31	43	▲ 27.9		金額(千円)	1,191	952 25.1



人員整理の状況

年 月 項 目	5年度 計	6年度 計	6年												7年		
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
事業所数	8	10	0	1	0	1	0	0	1	2	1	0	2	1	0		
解雇者数	10	16	0	1	0	1	0	0	1	3	1	0	8	3	0		

雇用保険制度の改正について

● 育児関係の新しい給付について

◇ 令和7年4月から、以下の給付が創設されました。

・ 出生後休業支援給付

子の出生後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業をした場合に、最大28日間、育児休業給付（給付率67%）に13%を上乗せして支給します。

・ 育児時短就業給付

子が2歳未満の期間に時短勤務をした場合に、各月に支払われた賃金の10%を限度として支給します。

● 高年齢雇用継続給付について

◇ 令和7年4月1日から支給率が変わりました。具体的には、同日以降に60歳に達した日等を迎えた方について、各月に支払われた賃金の10%（従来は15%）を限度として支給します。

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

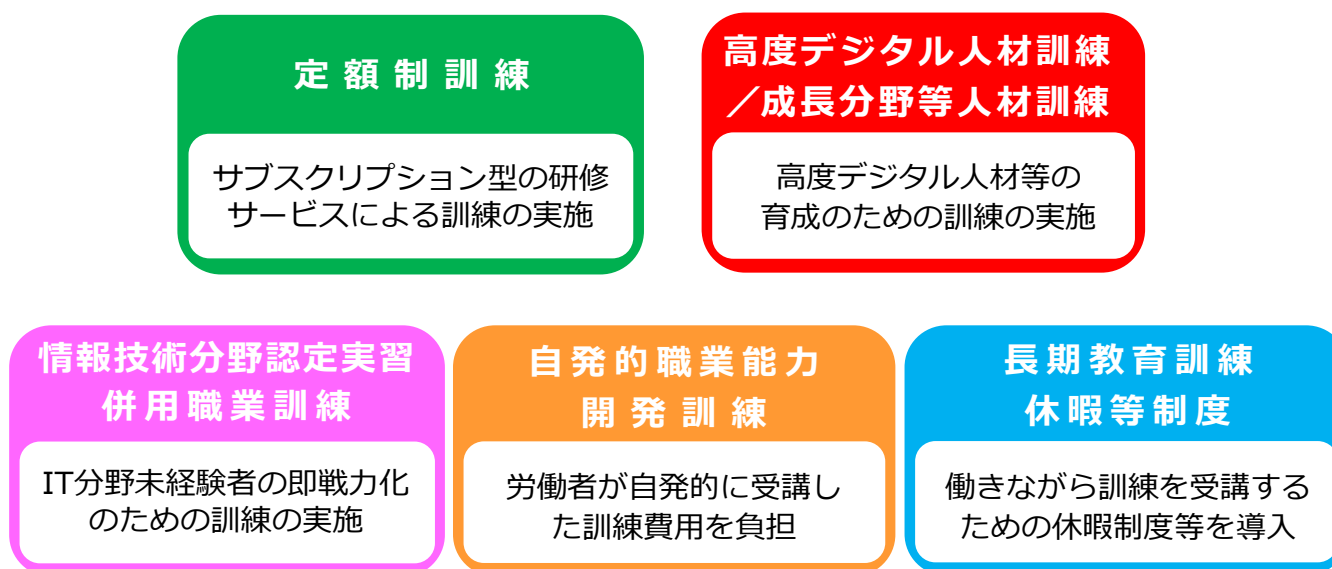
人材開発支援助成金の制度概要

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。
助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

企業における労働者の人材育成を強力に支援するため、国民の皆さまからのご提案をもとに、**令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成**を行っています。
「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク